平成３０年（フ）第７３号
愛知県豊明市西川町島原２番地14　双葉マンション101号、従前の住所名古屋市緑区大清水１丁目1415番地　大清水パークホームズ312号
債務者　佐藤　公正
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２１５号
名古屋市港区正徳町１丁目62番地　グランドヒルズ正徳101号
債務者　伊藤　達也
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１３７号
神戸市兵庫区西多聞通１丁目３番28号フラワーマンション503、従前の住所京都市上京区大宮通西裏鞍馬口上る西若宮北半町152番地ヴィンテージ日比野303
債務者　柴田　健志
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４８号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目490番地
債務者　佐藤　廣美
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６５号
神戸市長田区久保町４丁目３番４号　シャーメゾン　ハピネス202号、従前の住所愛知県あま市篠田乙柳63番地１　あま篠田荘　101号
債務者　小林　大介
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７７号
神戸市灘区鹿ノ下通２丁目１番10号左川ハイム２Ｆ
債務者　左川やよい
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
山口県下関市川中豊町４丁目１番Ｈ―207号県営住宅、前住所佐賀県唐津市和多田本村２番２―411号
債務者　島田　綾子（旧姓本庄）
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第７０号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2098番地109
債務者　渡辺　直美
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８７号
熊本市南区御幸笛田３丁目３番65号
債務者　上蔀　勝博
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１５号
岩手県北上市相去町十二の木37番地１　高伸住宅２号
債務者　髙橋　隆雄
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第３２号
広島県府中市中須町868番地　唐川　明久方
債務者　野市　伸明
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第８８号
熊本市中央区八王寺町18番36―303号　エデン玉竜303
債務者　上蔀　亜紀
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２号
青森市奥野２丁目12番26号
債務者　新岡　正人
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１９号
神奈川県横須賀市津久井１丁目21番14号
債務者　鈴木　昌子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第８号
山口市小郡上郷4188番地２　有料老人ホームぬくもり山口、前住所山口市矢原町14番23号有料老人ホームたねくぼ
債務者　大上　美機
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
山口市吉敷中東３丁目３番20号　シェヌー吉敷101号、前住所山口市葵２丁目５番22号
債務者　ゴルゴこと　綿屋　充子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで　山口地方裁判所民事部破産係